

誓約事項

申請者は次に掲げる事項について誓約の上、申請書を提出するものとする。

- (1) 令和5年10月1日時点において、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続する意思を有していること。
- (2) 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。
- (3) 支援金の給付を受けた後で給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。
- (4) 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。
- (5) 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (6) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。
- (7) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、第5条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- (8) 青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の対象者でないこと。
 - ・ 令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費補助金（交通政策課）
 - ・ 令和5年度青森県貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金（交通政策課）
 - ・ 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（健康福祉政策課）

営業していないにもかかわらず営業実態があるように見せかける、LPガスや特別高圧電気の使用を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。